

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
		③太陽電池発電所における受変電設備と相当規模の受変電設備の調査から、太陽電池発電所の受変電設備について、適切な点検頻度の在り方を検討し、結論を得る。検討に際しては、他の受変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。	③平成25年度検討・結論、結論を得次第措置		措置済	平成25年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、平成25年経済産業省告示第164号の改正を行い、太陽電池発電所の受変電設備に係る点検頻度を必要な保安水準が確保される範囲で、最小限となるよう見直した。(平成26年3月公布)	—
・地熱発電							
6	バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し	出力が300kW未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸収式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータを収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討する。また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。	バイナリー発電設備については平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始	経済産業省	一部措置済	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、バイナリー発電設備について、媒体が不活性ガスのものについては、「大気圧において100℃以下の水若しくは蒸気を用いたものであること」の要件を外すが、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水である場合については、シミュレーションを行った結果、周辺住民が強い異臭を感じる、ガス検知器の警報が鳴る等の事象が引き起こされるレベルの媒体の漏洩の可能性があることが確認されたことから、現状維持とすることが妥当との結論を得た。こうした結論を踏まえ、「大気圧において100℃以下の水若しくは蒸気を用いたものであること」の要件を外す告示改正を実施(平成26年5月20日)。	なお、小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、引き続き検討を行う。
7	「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の適用範囲の明確化	温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	環境省	措置済	有識者による検討会で温泉法第3条に基づく許可が不要な掘削の類型化について取りまとめを行い、パブリックコメントを実施した後に平成26年12月3日環自総発第1412032号「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)の一部改正について」を各都道府県知事宛に通知した。 ご参考： http://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/chinetsu_guidekaiseitei.pdf	—
・小水力発電							
8	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①(短期間での水利使用)	慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	措置済	慣行水利権を利用した従属発電の短期間の水利使用許可については、「慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について」(平成25年12月11日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
9	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②(新規の発電水利取得)	①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	措置済	①、②、③については、「慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について」(平成25年12月11日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	—
10	豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量	設備容量に余裕のある水力発電所において、最大取水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要はあるが、河川環境や河川利用者への影響に変更がない取水環境の場合、変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りることを周知徹底する。	平成25年度早期措置	国土交通省	措置済	設備容量に余裕のある水力発電における水利使用変更許可手続については、「水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について」(平成25年7月1日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	—
11	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化	取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できたとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	措置済	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理については、「山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化について」(平成26年3月28日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	—
12	非かんがい期における発電水利権の取得の簡素化について	①小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合について ・地域の実情に応じて、生態系や景観への影響調査を省略することができること ・地域の実情に応じて、取水施設等の構造図等を省略することができること ・地域の実情に応じて、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できることなどの簡素化措置を講じる。 ②地方整備局等において、小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合の簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	①平成25年度早期検討・結論・措置 ②平成25年度措置	国土交通省	措置済	①、②については、「水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について」(平成25年7月1日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
13	小規模ダム水路主任技術者選任の柔軟な検討	①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とするべく検討し、結論を得る。 ②500kW未満の水力発電所については、大臣の許可を受けることにより、免状交付を受けていない者からダム水路主任技術者を選任できる。今後は、農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うよう検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論・措置	経済産業省	措置済	平成25年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、電気事業法に基づく告示及び内規を改正(平成26年3月施行・公表)し、 ①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とし、 ②農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うことを明確化した。	—
14	小水力発電を運営する組織が親会社・子会社の関係かの明確化	都道府県土地改良事業団体連合会が「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に規定する「みなし設置者」となることにより、選任した主任技術者が近傍にある土地改良区の水力発電所を兼任できることを周知する。	平成25年度早期措置	経済産業省	措置済	平成25年6月24日に都道府県土地改良事業団体連合会の上部組織である全国土地改良事業団体連合会に通知した。	—
・バイオマス発電							
15	バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断	①バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法について、一定の基準を通知する。具体的には、 ・発電施設が求める品質を有すること ・需要に沿って計画的に生産・出荷されること ・適切な保管や品質管理がなされていること等を明示する。 ②平成25年3月に、各自治体の判断に当たっての参考材料となることを目的として、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を作成し、自治体に送付するとともに、環境省ホームページでも公表した。この判断事例集について、ア)自治体に周知徹底するとともに、イ)判断事例集をより充実した内容にすべく、今後とも継続的な見直しを行い、都度周知する。 ③各自治体において判断が大きく異なることのないように通知するとともに、事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。	①平成25年6月中に措置 ②ア)平成25年6月中に措置 イ)継続的に実施 ③平成25年6月中に措置	環境省	措置済	①及び②ア)について、自治体等に対し、「『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(平成25年6月28日付け環廃対発第1306281号、環廃産発第1306281号)」(※1)により、バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法及び判断基準等を自治体等に対し示すとともに、改めて判断事例集(※2)の周知を行った。また③について、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性に関する事業者等の全国相談窓口を環境省に設置した。 ※1 http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf ※2「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(平成25年3月27日) http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
16	バイオマス資源の焼却灰の有効活用	専焼ボイラーの燃料として活用されている間伐材などを有効利用して製造された木質ペレットについては、それを燃焼した後の灰は、畑の融雪剤や土地改良材等として有効活用されているものもある。このように、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない灰は、産業廃棄物とはならない旨各自治体に通知する。 また、自治体間において判断が異なるような場合に事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。	平成25年6月中に措置	環境省	措置済	『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス資源の焼却灰関係)について(平成25年6月28日付け、環廃産発第1306282号)※により、木質ペレット又は木質チップを燃焼ボイラーで専焼させて生じた焼却灰の廃棄物該当性の考え方を自治体等に対し示すとともに当該焼却灰の廃棄物該当性に関する事業者等の全国相談窓口を環境省に設置した。 ※ http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf	—
・再生可能エネルギー共通							
17	再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化	再生可能エネルギー発電設備について、第二種電気主任技術者の確保が困難であるとの意見を踏まえ、第二種電気主任技術者の確保を容易とするべく検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、 ①選任範囲を明確化したQ&Aを改正(平成26年3月31日公表)することで、自社選任を行う場合の「従業員」の要件について、正社員以外にも嘱託や再任用等でも常時勤務する等一定の条件を満たせば選任可能とするともに、 ②電気保安協会が行っているマッチングサービス等について、経済産業省HPにて周知(平成26年3月31日公表)した。	—
18	変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置	バンク逆潮流を可能にするための設備投資に要する費用負担について、合理的な在り方を整理する。	平成25年度早期措置	経済産業省	措置済	配電用変電所のバンク逆潮流を可能とするため、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」及び「電気設備の技術基準の解釈」の改正を平成25年5月31日に実施した。 当該改正を受け、配電用変電所においてバンク逆潮流が発生する場合に必要となる供給設備の工事費の費用負担については、接続する再生可能エネルギー発電設備からの出力に比例した負担を設置者が行うという整理を行った。 具体的には、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づき、「託送供給約款以外の供給条件」として平成25年7月22日付けで特例承認を一般電気事業者に対して行い、再生可能エネルギー発電設備の受電電力1キロワットあたりの工事費負担額等を定めた。なお、当該供給条件は一般電気事業者において同月23日より適用されている。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
19	補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用	太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者が補助事業等により取得した施設について、補助事業者自ら再生可能エネルギーの発電施設を設置し、又は再生可能エネルギーの発電施設を設置のため第三者に有償で設備の貸付(屋根貸し等)を行うに当たり、当該財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合を、各省のホームページ等を通じて明らかにし、広く周知徹底する。	平成25年度措置	総務省	措置済	補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電施設の設置等の財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年1月23日に当省ホームページにて公開。 http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/81361_recyclable_energy.html	—
				文部科学省	措置済	補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電施設の設置等の財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成25年12月24日に当省ホームページにて公開 http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/kaizen/1342673.htm	—
				厚生労働省	措置済	補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年2月3日に当省ホームページにて公開 http://www.mhlw.go.jp/topics/2014/02/dl/tp0203-01.pdf	—
				農林水産省	措置済	補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成25年12月26日に当省ホームページに掲載し、周知した。 http://www.maff.go.jp/j/aid/riyo_syobun/index.html	—
				経済産業省	措置済	補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、当省の補助事業等の具体的状況を踏まえ、ホームページ等を通じた周知を行った(平成25年12月25日付けで当省ホームページに掲載。 http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/sub_pvpg.pdf)	—
				国土交通省	措置済	補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年2月19日に当省ホームページに掲載し、周知した。 http://www.mlit.go.jp/common/001027968.pdf	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
				環境省	措置済	補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年1月14日に当省ホームページにて公表。 http://www.env.go.jp/other/zaisan_regf/index.html	—
・環境アセスメント							
20	風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定	風力・地熱発電に係る環境影響評価における国の審査期間について、火力発電所リプレースと同様に、短縮目標(全体で45日程度に短縮)を明示した上で、実効的な審査短縮策を講じる。	平成25年度早期措置	経済産業省 環境省	措置済	火力発電所リプレースに係る国の審査期間の短縮目標を公表した「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(環境省・経済産業省、平成24年11月27日)に記載の火力発電所リプレースに係る国の審査の具体的方策を、規制改革実施計画閣議決定後、風力・地熱発電所の審査にも適用。国と自治体の審査を同時並行で進めること等により実質的な審査期間を確保した上で、平成26年度は、方法書の審査(実績2件)については、平均15日(従来30日程度)、準備書の審査(実績16件)については、平均22日(従来90日程度)で知事意見の提出から経済産業大臣の勧告を行い、評価書の審査(実績8件)については、評価書の届出から平均8日(従来30日)で経済産業大臣の確定通知を行っており、手続上、火力リプレースと同等の審査期間の短縮が実現できている。	引き続き、手続き期間が短縮されるよう取り組む。
21	風力発電に対する自治体による環境影響評価の審査期間短縮に係る取組の促進	①環境影響評価法対象事業に係る個別案件の都道府県による審査期間及び短縮化できている事例の調査を実施し公表するとともに、最も短縮化できている事例を目安として各都道府県が目標を設定して審査期間の短縮に努めるよう促すための技術的助言(通知)を行う。 ②国におけるこれまでの審査状況(審査のポイントや環境大臣意見の内容など)の紹介や「風力発電施設の環境影響評価に関する参考事例集」の作成・配布等により、様々な機会を通じて自治体の審査期間短縮に係る取組を促す。	①平成25年6月中旬に措置 ②逐次実施	経済産業省 環境省	措置済	①都道府県の環境影響評価担当部局に対し、「風力発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」(平成25年6月20日)を发出。 ②風力発電に関する環境省の審査のポイント等を整理した「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」(平成25年7月5日)を公表。また、風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例(平成25年6月)を公表。 これらについて、平成25年6月下旬に環境省と都道府県・政令市が定期的に行っている会議において各自自治体に説明を行った。 また、平成26年度においても、都道府県・政令市が定期的に行っている会議等において各自自治体に取組状況の共有を行った。	各自自治体と、それぞれ取組状況の共有や課題の整理・解決等の取組を引き続き実施する。
22	配慮書手続に先行する環境影響調査の実施による環境アセスメント期間の大幅な短縮の促進	環境アセスメント期間を大幅に短縮させるため、事業者による環境影響調査の前倒し・並行実施を促進するための方策を検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省 環境省	措置済	環境アセスメントの手続における環境影響調査を前倒し、他のプロセスと同時並行で進める実証事業を平成26年度から実施しており、平成27年度も引き続き予算を計上。(平成27年度予算案20.0億円)	引き続き、実証事業を着実に実施する。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
23	風力発電事業における環境調査が省略可能なモデル地区の拡充	風力発電事業を行う場合、少なくとも1年以上を要する環境調査が省略可能になる「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」により、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報の収集整備を引き続き行う。また、モデル地区の拡大、自治体からの公募等、事業の拡充を検討する。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	環境省	措置済	平成25年度に引き続いて平成26年度においても「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」において、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報を収集整備するモデル地区を拡大し、自治体からの公募を行いながら実施している。	平成27年度も引き続きモデル事業を実施し、更なる環境基礎情報の収集を行う。
24	風力・地熱発電の環境アセスメントに係る情報の利活用のための環境整備	風力発電所及び地熱発電所の設置に係る環境影響調査をさらに簡素化・迅速化すべく、環境基礎情報や環境アセスメントに関する知見等について統合的に利用できる具体的方策について検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省 環境省	措置済	平成26年5月に、環境省の「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」で収集した環境基礎情報等を事業者や自治体担当者等が利用しやすいようにGISデータで提供するデータベースシステムを公開。また、経済産業省において、環境調査に関する情報収集、データベース化のための予算を計上(No22参照)。	環境省において、左記のモデル事業で収集するデータを引き続きデータベースシステムに随時蓄積・公表する他、経済産業省においては、データの収集につながる前倒環境調査の実証事業を引き続き実施する。
25	風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続	「発電所に係る環境影響評価の手引き」等において、地元調整と並行的に事業計画が立案され、立地地点も制約されるなどの発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を明確化する。	平成25年度上期措置	経済産業省 環境省	措置済	平成25年9月30日に、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を記載した「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」を公表。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/fukusuuan.pdf	—
26	地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略	地熱発電所設置に係る硫化水素の環境影響評価の簡素化・迅速化のため、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立に向けた検討を開始する。	平成25年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	「平成25年度地熱発電技術研究開発事業」において、硫化水素拡散予測シミュレーション技術の開発に関する事業を2事業採択し、平成25年7月より研究開発を実施中。	平成27年度末までに研究開発を終了し、措置する。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
・火力発電							
27	溶接安全管理検査(火力設備)制度の縮小	火力発電設備におけるボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に関して、設置者に課せられている溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の内容の見直しにつき、設置者及び製造者の負担軽減に資するよう、設置者、製造者、専門家等の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議を経て、溶接民間製品認証の活用による安全管理審査の合理化等の見直しについて了承された。これを踏まえ、電気事業法に基づく内規の改正を行った(平成26年6月30日)。	—
・マンション高圧一括受電							
28	既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡	マンション高圧一括受電サービスの導入促進の観点から、一般電気事業者が電力供給している既築マンションを高圧一括受電に切り替える場合について、一般電気事業者資産の受変電設備等をマンション管理組合または一括受電サービス事業者からの求めに応じて、設備品目や買取価格等を含め設備譲渡が公平に行われるよう一部の電力会社が事業者等と調整を行っており、他電力会社も同様の対応を行うこととなっているが、必要に応じてルール化を検討する。	平成25年度早期措置	経済産業省	措置済	東京電力(株)において、複数のマンション一括受電サービス事業者等との調整を行い、受変電設備等の設備譲渡に必要な社内基準を整備し、平成25年10月21日から適用しているところ。また、当該状況を踏まえ、他の電力会社においても同様の社内基準の整備に向けた取り組みを行い、全ての一般電気事業者が平成25年度内に社内基準の整備を完了し、適用している。 ○マンション一括受電に伴う設備譲渡に係る各社資料 北海道: http://www.hepco.co.jp/corporate/ele_power/mansion/mansion.html 東北: http://www.tohoku-epco.co.jp/abstra/ansai/index.html 東京: http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/pole_duct/other/jyouto-j.html 中部: http://www.chuden.co.jp/faq/faq_haiden/3239755_7683.html 北陸: http://www.rikuden.co.jp/sp/syugo/index.html 関西: http://www.kepco.co.jp/business/construction/jigyousya/images/manshon_info.pdf 中国: http://www.energia.co.jp/business/setsubijouto/index.html 四国: http://www.yonden.co.jp/business/dealing/u_pole/facilities_transfer/index.html 九州: http://www.kyuden.co.jp/service_transfer.html 沖縄: http://www.okiden.co.jp/business/apart/index.html	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
29	高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検	①需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置について事業者や専門家の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。検討の結果、その実現が困難である場合には、要望者からの技術的アイデア等を踏まえ、点検間隔の延伸等の可能性について検討し、結論を得る。	①平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議を経て、 ①無停電(検査実施箇所は停電するが、各住戸の電気は停止させない方法)での点検方法の一例((1)非常用発電機の活用、(2)移動用電源の活用、(3)系統の二重化、(4)バイパス工法)を明確化するとともに、 ②点検間隔の延伸については、現時点において残る課題が解決すれば延伸を行うことが可能な旨、了承された。了承された資料等は、下記URLにて公表している。 http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku_anzen/pdf/005_03_00.pdf	点検間隔の延伸については、現時点において残る技術的課題が解決された際、再度検討を行うこととする。
		②高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備に対する停電点検について、3年に1回とできる詳細要件を事業者や専門家の意見を踏まえて明確化する。	②平成25年度上期措置			経済産業省	
30	送配電工事ルールの見直し	受電盤(キュービクル)の設置位置の変更などに伴う電力会社側引込線等の工事における受発注契約・出納・工事実施について、一般電気事業者の営業部門と新電力との間でのイコールフットリングや需要家の負担に留意しつつ検討を行い、その結果を明確化する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	電気事業者間において、受電盤(キュービクル)の移設工事を行う場合の一般電気事業者との契約等の手続きに関し、一般電気事業者の営業部門と新電力の間におけるイコールフットリングや需要家の負担等に留意しつつ検討を実施。需要家が新電力を介さず直接一般電気事業者と契約手続を行うことは、託送供給約款の契約主体と異なってしまうことや新電力の適切な情報把握が困難になること等の問題が発生するため、受電盤(キュービクル)の移設工事等の契約そのものは、新電力が行うこととし、実務的な調整及び工事費の支払など契約以外の行為は、需要家が直接一般電気事業者との間で行うこと、かつ、当該対応を10電力会社において統一して実施することとなった。 上記取扱については、一般社団法人電力系統利用協議会(ESCJ)の定例会(平成26年2月19日開催)において関係者(一般電気事業者、新電力等)の確認・了承を得た後に実施されている。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
・スマートコミュニティ							
31	特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃	電力システム改革により小売全面自由化されるまでの間、電力自由化を見据えた様々な事業者の取組や分散型電源の更なる導入を後押しする観点から、現行制度の枠の中で、自己電源保有比率について事業者の軽減につながる方策を柔軟に講じる。 具体的には、特定供給を検討する事業者等との協議も踏まえ、例えば、「自ら電源を保有しなくとも、特定の電源との契約により、需要家への電力供給が確実に確保されれば、自己電源とみなす」「太陽光など自己電源の出力が不安定でも、蓄電池や燃料電池と組み合わせることで一定量の自己電源とみなす」「燃料電池については自己電源とする」等、自己電源についての考え方を明確化したガイドラインを作成・公表する。また、これにとどまらず、今後も引き続き、特定供給を検討する事業者等との協議を行い、必要に応じて当該ガイドラインの見直しを行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	特定供給の許可基準における自己保有電源要件の緩和について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成12・05・29資第16号)」の改正を平成26年3月31日に実施、施行した。 当該改正により、「自ら電源を保有しなくとも、特定の電源との契約により、需要家への電力供給が確実に確保されれば、自己電源とみなす」「太陽光など自己電源の出力が不安定でも、蓄電池や燃料電池と組み合わせることで一定量の自己電源とみなす」「燃料電池については自己電源とする」ことを明示している。	—
32	高圧以上の需要家に適用されるスマートメーター仕様の見直し	需要家の選択肢拡大などスマートメーターの位置付けは今後ますます重要になることから、自由化対象となっている高圧以上の需要家のスマートメーターについて、需要家側のインターフェース標準化(Bルートのデジタルインターフェース化)の検討を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	実装の早期化の観点から、高圧以上の需要家のスマートメーターが現在保有する計測諸量を電文により提供することを前提に、デジタルインターフェースの具備及び標準化に向けた検討を実施。平成26年3月に検討結果をとりまとめ、具体的には、①提供するデータ項目の確定、②標準インターフェース(通信プロトコル)としてECHONET-Liteを採用すること、③通信メディアについては公知で標準的なメディアを採用すること(適切なメディアをリスト化)等を決定した。さらに、当該検討結果を第14回スマートメーター制度検討会において公表した。	—
33	スマートメーターの導入整備に係る通信インフラの調達・構築	スマートメーターの調達に付随する通信インフラの調達に関しては、各社の送配電部門に対してオープンな調達手続を求める。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書においては、スマートメーターの導入に関し、効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことが原則とされており、この考え方にに基づき、経済産業省は、各社の電気料金審査を厳正に行ってきたところ。 通信インフラ及び関連するシステムの構築についても、オープンな調達の実施を求めており、各電力会社は、第14回スマートメーター制度検討会において、RFP(Request For Proposal)の実施等の具体的な調達実施計画を公表した。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
・ガスパイプライン							
34	河川横断するガス導管敷設工事の濁水期(11～5月)以外の施工許可	河川横断するガス導管敷設工事について、地盤等の状況を確認し、河川保全上問題がない場合は、濁水期以外の期間に施工することが可能であることを河川管理者に周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	河川横断するガス導管敷設工事の通年施工については、「河川を横断する管類等の設置許可の運用について」(平成26年3月14日国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官通知)を発出し、周知済み。	—
・熱利用							
35	太陽熱利用給湯システム設置時の水道直結に係る規制の見直し	太陽熱給湯システムが給水装置として使用される場合に備えるべき逆流防止の性能について検討を行い、結論を得る。また、太陽熱の蓄熱ユニットから配管する温水と、水量の安定のための逆止弁(必要に応じ更に減圧弁)をつけて水道から並行配管する水を合流させてガス給湯器に接続する場合の安全性を検証するとともに、逆流防止装置の適切な配置やシステム全体として求められる装置の新たな基準の設定の必要性についても検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	水道事業者や関係団体等が参画する「給水装置の構造材質基準・試験方法の見直しに関する検討会」において、太陽熱給湯システムが給水装置として使用される場合の技術的課題(逆流防止装置の性能・適切な配置、並行配管の適切な設置の在り方)等について議論・検討を行った。 厚生労働省としては、本検討会における議論等を踏まえ、太陽熱給湯システムが給水装置として使用される場合においては、各装置等の性能・配置等が給水装置の構造材質基準の省令などの水道関係法令の基準に反するものでないことのほか ・太陽熱給湯システムの一次側(上流側)に適切な逆流防止給水用具を備えること ・並行配管については、貯湯タンク側と並行配管側の適正な流量配分を確保できる構造となっていること 等を周知する課長通知「太陽熱利用給湯システムの取扱いについて(平成26年6月30日厚生労働省健康局水道課課長通知)」を発出した。	—
・省エネ							
36	環境負荷低減設備における容積率制限緩和に関する包括同意基準整備の設定	ヒートポンプ等を設置する環境負荷低減設備における容積率制限緩和の許可基準について、許可手続の円滑化、迅速化を図るため、各特定行政庁に対し許可基準に関する要綱整備や包括的同意基準を設定することが望ましい旨、改めて周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」(平成26年3月31日住宅局市街地建築課長通知)を発出し、あらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、許可手続の円滑化、迅速化に努めることが望ましい旨を通知したところ。	—
37	特定電気事業等の用に供する施設の容積率制限の特例の制定	特定電気事業、特定規模電気事業および特定供給の用に供する開閉所及び変電所について、建築基準法第52条第14項第1号に基づく特定行政庁の許可による容積率の緩和対象であることについて技術的助言を発出し、周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」(平成26年3月31日住宅局市街地建築課長通知)を発出し、「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)における建築基準法第52条第14項第1号の許可準則第1項(5)に規定する「電気事業の用に供する開閉所および変電所」については、特定電気事業、特定規模電気事業および特定供給の用に供する開閉所及び変電所も含まれる旨を通知したところ。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
・エネルギー供給・流通構造のレジリエンス							
38	非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリー)の輸送	非常災害時には、ガソリン・LPGの緊急海上輸送に対応するため、最低限の安全対策(①旅客定員の制限、②沿海区域を超えない、③必要な防火等の措置を講ずる)を確保していることが確認できれば、地方運輸局長の許可手続は省略し得ることを地方運輸局に通知するとともに、国土交通省ホームページを通じて広く周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	「非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリー)の運送に係る危険物船舶運送及び貯蔵規則の取扱いについて」(平成26年3月27日国海査第491号 国土交通省海事局検査測度課長通達)を发出することにより、地方運輸局に対して周知済み。また、平成26年3月31日に当省ホームページにて公開している。 http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000013.html	—
39	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	災害により危険物施設が被災する等により、平時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体に対してガイドラインを通知する。	平成25年度措置	総務省	措置済	震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体に対してガイドラインを通知(平成25年10月3日)。	—
40	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和	常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理した上で、本措置の妥当性について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	環境省	検討中	停電・断水等の災害時の稼働条件を考慮した上で、災害時に常用及び非常用の発電機を稼働させた場合の大気環境への影響等について評価・検討を行った。 その結果、排出規制の適用を猶予する範囲は、断水のため水噴射が実施出来ない場合や災害時に希薄燃焼が継続できない設備の場合に限定するなど、必要最小限のものとし、災害時の稼働であってもできる限り大気汚染物質の排出削減対策を講じることとすべきであるとの検討結果を得た。	検討結果を踏まえ、速やかに措置の内容を整理し、その結果を6月末までに都道府県等に周知する。
41	「工事計画届出書」の期間の短縮	コージェネレーションを設置する場合に必要な工事計画届について、電力需給逼迫時であって、過去において審査を通っている設備と同一仕様、同一材料の設備に取替える場合においては、審査期間の短縮が可能であることを明確化する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	審査期間の短縮が可能である旨、経済産業省のホームページで公表した。(平成25年6月28日公表) http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/06/250628-1.html	—
42	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和	天災その他の不可抗力により供給できない場合などにおいては、正当な理由に基づいて一部の需要家に対しては熱の供給を停止する一方、一部の需要家に対しては引き続き熱を供給することは可能であり、仮にこのような行為を行ったとしても熱供給事業法第14条2項4号の「不当な差別的取扱い」にはあたらないことを熱供給事業者に周知する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	(一社)日本熱供給事業協会(熱供給事業者などで構成)が毎月発行している「会員誌」にて、当該内容を記載し、平成25年7月4日に発行し、熱供給事業者に周知済み。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

②次世代自動車の世界最速普及

43 ~ 69	43~69の項目は、⑱「次世代自動車関連規制」(46頁~56頁)に記載						
---------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
③低炭素社会・循環型社会の実現							
・排出係数							
70	グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し	電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、電気事業者において検討される具体的な料金メニューの内容や固定価格買取制度における排出係数調整の考え方も踏まえつつ、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数を算定・報告することや、需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告することについて検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論	経済産業省 環境省	未措置	平成27年2月13日に「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の第10回会合、3月19日に第11回会合を開催し、料金メニューに応じたCO2排出係数の作成・公表にかかる具体的方法等について検討を行い、当該係数による報告を認める方針を確定。 また、同検討会において、平成28年度の係数報告からの適用に向け、全面自由化実施の一定期間前までに電気事業法上の需要家への説明義務の内容の検討等を踏まえた通達内容の検討及び改正手続を行うことについても了承された。 ※検討会実施内容は以下URLのとおり。 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/kento http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment.html#meti0004568	平成27年度中に、電気事業法上の需要家への説明義務の内容の検討等を踏まえた通達内容の検討及び改正手続を行う予定。
・冷媒							
71	冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備	現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省	検討中	平成25年度は、現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、欧米における規制状況の調査を開始し、海外規制の法体系について取りまとめるとともに、国内法規との比較を行った。平成26年度は、安全性に関する試験データ及び平成25年度の調査結果に基づき、HFC-32等のガスの安全性評価を行い、規制の見直しに当たっての課題等を検討した。	平成27年度は、安全性に関する試験データ並びに平成25年度及び平成26年度の調査結果に基づき、HFC-32等のガスの安全性評価を行い、規制の見直しに当たっての課題等を検討し、結論を得次第順次措置する。
・地中熱利用							
72	オープンループ方式による地中熱利用ヒートポンプの普及拡大	オープンループ方式を含む地中熱利用ヒートポンプの利用拡大に向けて、国内外の導入事例及びモニタリングデータの検証により地下水・地盤環境への影響のリスク評価を行う。これを踏まえ「地中熱利用にあたってのガイドライン」の更新・改訂について検討を行い、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、結論を得次第措置	環境省	措置済	オープンループ方式を含む地中熱利用ヒートポンプの利用拡大に向けて、国内外の導入事例及びモニタリングデータの検証により地下水・地盤環境への影響のリスク評価を行い、これを踏まえ平成27年3月に「地中熱利用にあたってのガイドライン」を更新・改訂した。	引き続きモニタリングデータを収集及び分析し、導入効果や環境影響を評価することにより、持続可能な利用による普及促進を図る。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
・リサイクル							
73	プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方	容器包装リサイクル法を所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。	平成25年度検討開始、平成26年度結論を得次第措置	経済産業省 環境省	検討中	有識者、関係事業者等で構成する産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合を平成25年9月から開催し、プラスチック製容器包装リサイクルの再商品化の在り方も含めた、改正容器包装リサイクル法附則に基づく容器包装リサイクル制度全体の施行状況の点検を行っている。 閣議決定に示された内容が実施されていない。	審議会の審議状況を踏まえて検討予定。
74	廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化	廃棄物の該当性判断については、現行の課長通知の定めにもかかわらず、「販売価格より運送費が上回ることにのみにより、取引価値はなく廃棄物である」と解釈・判断する自治体があることから、そうしたことを防止し産業副産物の有効利用を促進するよう、「販売価格より運送費が上回ることにのみにより、経済合理性がなく取引価値がないと判断するものではない」旨の文書を発出する。	平成25年度上期措置	環境省	措置済	「「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号)の運用に当たっての一般的な考え方を示した「規制改革通知に関するQ&A集」(※)の改訂(平成25年6月28日)により、廃棄物の占有者がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合において、有償で譲り受ける者が占有者となる以前の廃棄物該当性について、販売価格より輸送費が上回ることをのみをもって直ちに経済的合理性がないと判断するものではなく、「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号)第1の4(2)①エに従って判断するよう、自治体等に対して周知した。 ※ http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/q_and_a.pdf	—

2. 保育分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
保育分野							
1	保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大	経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。	措置済み	厚生労働省	措置済	—	—
2		「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年4月現在の状況を調査。 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市	平成26年4月現在の状況を公表予定 平成27年度も同様に実施予定
3	利用者のニーズに応えた保育拡充	5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。	平成25年度に措置し、平成29年度まで措置を行う。	厚生労働省	措置済	○平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。 ○平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保。 ○同プラン推進のため、平成27年度予算案で「保育対策総合支援事業費補助金」及び「子どものための教育・保育給付費補助金」により、必要な経費を確保。	引き続き待機児童解消加速化プランを推進
4		保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。	平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年10月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年4月現在の状況を調査。 ○調査対象(平成26年度):都道府県、指定都市、中核市、保育計画策定市区町村(76自治体)の計186自治体	平成26年10月現在の状況を公表予定 平成27年度も同様に実施予定
5	保育の質の評価の拡充	保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。	平成25年度措置	厚生労働省	措置済	○「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について(平成26年4月1日関係局長通知)を発出。	○左記通知を踏まえ、保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」における各評価項目の判断基準に関するガイドライン及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」を改訂予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
6	保育の質の評価の拡充	子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。	子ども・子育て支援新制度の施行までに措置	厚生労働省	措置済	○平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とし、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとした。	—
7		保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。	子ども・子育て支援新制度の施行までに検討・結論	厚生労働省	措置済	○平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とし、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとした。	—
8	保育士数の増加	保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間に5年程度に延長することについて検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済	○保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長する、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第17号)により対応した。	—
9		保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済	○登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とするよう、当該事務の受託者に閣議決定の趣旨を踏まえた対応を行っていただきたい旨を要請し、対応した。 ○併せて、登録手続中のものであっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができるよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(平成26年8月15日厚生労働事務次官通知)を发出し、対応した。	—
10		保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済	○平成27年1月に策定された保育士確保プランに基づき、保育士試験の年2回実施を推進する。 ○平成27年通常国会に提出した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」において、新たに「地域限定保育士」制度が盛り込まれ、当該法案が成立した場合には、平成27年度から国家戦略特区内の都道府県又は指定都市において、通常の保育士試験とは別に地域限定保育士試験の実施がされることとなる。	○平成27年通常国会に提出予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
11	社会福祉法人の経営情報の公表	全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。	平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置	厚生労働省	措置済	○平成25年度分以降の財務諸表については、 ①財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化 ②所轄庁への現況報告書の提出を電子データで行わせることを義務化 ③ホームページが存在しない法人等については、所轄庁に提出された財務諸表を所轄庁のホームページで公表することを決定した。 ○その後、規制改革会議より示された「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットingの確立に関する論点整理」を踏まえ、法人の経営状況が明確となるような標準的な様式を整備し、規制改革会議に報告した。 ○平成26年5月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととした。 ○なお、平成25年度以降の財務諸表の公表の義務化については、事前に所轄庁に対して、周知済みである。	
12		平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。	平成25年9月までに措置	厚生労働省	措置済	○平成25年5月に社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を積極的に公表するよう指導及び所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請。 ○平成25年6月に社会福祉法人及び所轄庁の取組状況について、各所轄庁に対して調査依頼。 ○平成25年10月24日第18回規制改革会議で取組状況を報告。	—
13		所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。	平成25年9月までに措置	厚生労働省		—	
14	事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し	事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済	○建築・消防に関する専門家等から構成された「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」を開催した。 ○平成26年3月末に検討会の取りまとめを行い、4階以上に保育室等を設置する場合には、現在認められている「屋外避難階段」だけでなく、「屋外傾斜路」、「特別避難階段に準じた屋内避難階段」(排煙設備等を有するもの)及び「特別避難階段」が新たに認められることとされた。 ○検討会の取りまとめを踏まえ、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第62号)により対応した。	—

3. 健康・医療分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
・健康・医療分野							
①再生医療の推進							
1	細胞培養・加工の外部委託に係る運用ルールの整備	医療機関から企業等への細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるため、 ・委託をする医療機関が、委託先の企業等が行う細胞培養加工の全てに責任を負うことがないよう、医療機関及び細胞の培養・加工を行う企業等の責任の範囲や内容について明確化すること ・万が一健康被害が発生した場合に備えて、被害者救済のための補償制度等を整備することなどの運用のルール等を早期に整える。	再生医療等の安全性の確保等に関する法律案の施行の際に措置	厚生労働省	措置済	・再生医療等の安全性の確保等に関する法律が、平成26年11月25日に施行されたことに伴い、細胞の培養・加工について外部への委託が可能となった。また、法律及び省令において、特定細胞加工物製造事業者の遵守事項が規定された。 ・健康被害の補償については、法律及び省令において、再生医療等に用いる細胞を提供する者及び当該再生医療等(研究として行われる場合に限る。)を受ける者に対する健康被害の補償のために、医療機関等に対して保険への加入等の必要な措置を講じるよう規定した。	—
2	合理的かつ利用しやすい「条件・期限付き承認」の導入	「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく観点から、 ・最初の承認申請する時と、市販後(期限内)に再度承認申請する時とで、求めるデータ等の重複を避けること ・市販後に再度承認申請する時に求めるデータ等は、内容に応じて最適なものとし、過剰なデータ収集等を承認の条件としないことなど、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行の際に措置	厚生労働省	措置済	薬事法等の一部を改正する法律を平成26年11月25日に施行し、再生医療等製品の条件・期限付承認後の申請の際に添付される資料は、当該製品の有効性及び安全性が確認されることを説明する上で必要かつ十分なデータの提出を求めることとしているところであり、措置済み。	—
3	遺伝子治療用医薬品に関する確認申請制度の薬事戦略相談への移行	遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあることから、両者の間で指導監督内容に齟齬がないよう配慮する。今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところだが、その確認申請制度についても再生医療製品同様に薬事戦略相談で代替することを早急に検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	「遺伝子治療用医薬品における確認申請制度の廃止について」(平成25年7月1日付け厚生労働省医薬食品局長通知)により、遺伝子治療用医薬品における確認申請制度を廃止し、薬事戦略相談を活用することとしたところであり、措置済みとなっている。	—
4	先進医療の大幅拡大	保険診療と保険外の安全な先進医療を幅広く併用して受けられるようにするため、新たに外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化・効率化を図る「最先端医療迅速評価制度(仮称)(先進医療ハイウェイ構想)」を推進することにより、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する。このため、本年秋をめどにまず抗がん剤から開始する。	本年秋をめどにまず抗がん剤から開始	厚生労働省	措置済	抗がん剤について新たな専門評価体制を創設し、平成25年11月29日から運用を開始した。(独)国立がん研究センターに委託)	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
5	細胞入手の円滑化	倫理面への配慮を前提に、患者(及び家族)の同意を条件として、手術等で摘出された組織より採取された余剰細胞の研究活用が可能であることを、医療機関と研究機関との連携等の実施例(実務的な要件を含む。)とともに、周知する。併せて、無償で提供された後の細胞を有効に活用できるよう、事業として成り立つ仕組みを検討する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省	措置済	平成25年度及び平成26年度に研究機関に対し細胞の利用に関する医療機関と研究機関との連携例について実態把握のための調査を実施し、調査を踏まえ、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行とともに、周知を図っていくこととした。 また、再生医療等の安全性の確保等に関する法律において、細胞の培養加工を行う事業者が遵守すべき事項を示し、許可を与えることにより、民間企業が医療機関からの委託事業として、細胞の培養加工を行うことを可能とした。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
②医療機器に係る規制改革の推進							
6	医療機器の特性を踏まえた認証基準の見直し	審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上を図り、医療機器メーカーの開発インセンティブを促進する観点から、医療機器の審査に当たり、その特性を踏まえ、認証基準についてISO、IECなど国際基準も活用することも含めて、安全性を満たしつつ、より必須な要件に絞った基準を適用する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省	措置済	認証基準の制定や改正の際に、当該基準の内容に応じて、国際規格である国際電気標準会議(IEC)及び国際標準化会議(ISO)の規格を活用することとしており、措置済みである。	—
7	医療機器に係る認証基準の計画的な策定	高度管理医療機器に係る認証基準について、当面、申請件数や承認審査の負担が大きいと考えられる医療機器を優先的に、認証基準の整備計画を策定・公表する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行までに措置	厚生労働省	措置済	「薬事法等の一部を改正する法律」の施行(平成26年11月25日)にあわせて、「高度管理医療機器に係る認証基準の整備計画」(平成26年11月)を策定・公表し、措置済みである。	引き続き具体的な移行品目や認証基準の内容の検討を進めていく。
8	医療機器の開発インセンティブを高める保険制度	医療機器の保険償還価格については、医療機関が患者に最適な医療機器を選択できるようにするとともに、メーカーの開発インセンティブを高めるため、補正加算などにおけるイノベーションの適切な評価を行うとともに、革新的な製品についての市場の評価がより適切に反映されるよう、機能区分の新設及び細分化を進める。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	平成26年度診療報酬改定に併せて保険医療材料制度の見直しを行い、より革新性の高い医療材料についてのイノベーションの評価を行うために、迅速な保険導入に対する評価の継続、画期性加算や有用性加算を受ける機能区分を新設した製品(10%以上の補正加算を受けたものに限る)を対象とした機能区分の特例、補正加算要件の追加等を行った。また、既存の機能区分に係る細分化等の手当を行った。	引き続き、医療機器の適切な評価の方策について検討していく。
9	医療機器に係る登録認証機関の能力向上	登録認証機関の業務規程について厚生労働大臣の関与を強化することや、登録認証機関の能力向上のためのプログラムを整備するなど、実質的な審査能力を向上させる方策について検討する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行に合わせて結論、随時措置	厚生労働省	措置済	「薬事法等の一部を改正する法律」の施行(平成26年11月25日)に伴い、登録認証機関の審査能力の向上のため、審査員の力量の基準や審査能力維持方法を業務規程に規定し、その適切な運用が行えるかどうかを確認した上で当該業務規程を厚生労働大臣が認可することとしたこと、また、高度管理医療機器の認証基準の制定に併せて、(独)医薬品医療機器総合機構が登録認証機関を対象とした審査員のトレーニングを行うこととしており、措置済みである。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
10	中古の高度管理医療機器等の販売等に係る事前通知の合理化	中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器に係る製造販売業者からの指示の発出について、リコール等により不確実な要因を有する場合を除き、それを受ける販売業者等にとって予見可能な運用を検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定要件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化する方策を検討する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省	措置済	・事前通知制度の効率化については、製造販売業者による中古医療機器に関する指示を受ける販売業者等にとって予見可能な運用を検討した結果、製造販売業者が指示を出すまでの期限(事前通知から1ヶ月以内)の設定等を内容とする通知を平成25年10月18日付で発出した。 ・中古医療機器を最初に販売に供しようとする販売業者及び最終的に医療機関(エンドユーザー)に対して販売しようとする販売業者以外の中間販売事業者については、製販業者に対する事前通知を不要とする方向で検討し関係省令の改正手続きを進めている。	引き続き左記施策のための関係省令の改正手続きを進めていく。
11	電気医療機器に使用される部品等への電気用品安全法適用の見直し	電氣的に作動する医療機器に使用される部品(ACアダプタ等)について、薬事法に基づく承認や認証において求める電氣的な安全基準及びその適合性確認の手続に関して、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保できた場合は、電気用品安全法に基づく検査を省略する等の簡素化を検討する。	平成25年度検討・結論	経済産業省 厚生労働省	措置済	高度管理医療機器及び管理医療機器と一体で用いるために設計・製作された直流電源装置(ACアダプタ等)について、薬事法に基づく電氣的な安全基準及び適合性確認手続を確認した結果、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保されていることが確認できたため、平成27年1月22日付けで「電気用品の範囲等の解釈について(平成24年4月2日付け商務流通審議官通達)」を改正・施行し、電気用品安全法の規制対象から除外した。	平成27年1月22日付けで「電気用品の範囲等の解釈について(平成24年4月2日付け商務流通審議官通達)」を改正・施行済

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

12 、 17	12～17の項目は、⑤「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」(16頁～18頁)に記載
---------------	---

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
④医療のITC化の推進							
18	18の項目は、⑰「一般用医療品のインターネット販売」(44頁)に記載						
19	医療情報の利活用 のための工程表の策定	医療における国民の満足度と効率を飛躍的に高めるために、医療ICT化を本格的に加速化する。地域の医療提供体制の状況等を踏まえた医療機関の機能分化と連携・大規模集約化、個人及び保険者による健康管理・医療費管理の促進、匿名化された医療データの利活用など、規制、制度改革を含む我が国医療の課題に対応するために、厚生労働省が主体となって高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)等と連携して、医療のICT化の全体構想(5年後・10年後)とその実現に必要な工程表を早急に策定する。	平成25年度措置	内閣官房 厚生労働省	措置済	平成26年3月31日に、厚生労働省Webサイトにおいて「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」等を公表した。 (参考) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000004250.html	—
20	遠隔医療の推進①	対面診療と組み合わせた遠隔診療において、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られたものから、特定疾患治療管理料、在宅療養指導管理料等について診療報酬の算定を認めることを中央社会保険医療協議会において検討する。また、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化する。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定について検討を行ったところ、対面診療と組み合わせた遠隔診療の実施設は増えているものの、現在、調査研究を行っている段階であり、特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定を認めることについては、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。また、「いわゆる「遠隔診療」を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合について」(平成25年5月13日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化した。	対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
21	遠隔医療の推進②	心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリングによる場合)については、4ヶ月に1度に限り対面診療を行った際に算定することとされているところ、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長すること、併せて、一定期間ごとに分割しての算定を可能とすること等を中央社会保険医療協議会において検討する。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の頻度、非来院時の指導管理の評価について検討を行ったところ、ペースメーカーの添付文書に数か月毎のフォローアップ(電池の消耗、合併症発現の有無等の確認)が必要であると記載されており、対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。また、非来院時の指導管理の評価については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料は、非来院時の指導管理の評価も含めて点数が設定されていることを明確化した。	遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。
22	カルテ等の電子化	カルテに貼付け等することとされている各種文書について、電子媒体での管理のみでよいことを明確化する。	平成25年7月までに措置	厚生労働省	措置済	「診療録に貼付等する書面の電磁的記録による保存について」(平成25年7月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、電磁的記録により保存した書面を、診療録に貼付等された書面とみなして取り扱うことが可能であることを明確化した。	—
23	処方箋の電子化	処方箋の電子化の実現に向けた具体的な工程表を策定する。この際、処方箋の電子化を実現する医療ネットワークの構築に当たっては、社会保障・税番号制度に基づく個人番号カードの普及を踏まえた上で当該カードを最大限に活用するものとする。(特に、医療機関受診の際に複数枚のICカード等を持参する必要がないようにする。)	平成25年度上期に措置	厚生労働省	措置済	平成25年9月30日に、厚生労働省Webサイトにおいて「電子処方箋の実現に向けた工程表」を公表した。 (参考) http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000022903.html	—

4. 雇用分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
・雇用分野							
1	1の項目は、⑦「ジョブ型正社員の雇用ルールの整備」(20頁)に記載						
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会で検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋検討開始、1年を目途に結論、結論を得次第措置	厚生労働省	未措置	○平成25年9月27日から労働政策審議会労働条件分科会で検討を開始。 ○平成27年2月13日に建議(「労働時間法制等の在り方について」)をとりまとめた。 ○平成27年2月17日に「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」を同分科会に諮問し、平成27年3月2日に答申を得た。 ○「労働基準法等の一部を改正する法案」を第189回国会への提出を目指して作業中。	法案が成立した場合、施行に向けて、下位法令の検討を労働政策審議会労働条件分科会で行う予定。
3	有料職業紹介事業の規制改革	民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能強化の観点から、利用者の立場に立った有料職業紹介制度の在り方について引き続き問題意識を持ちつつ、当面、求職者からの職業紹介手数料徴収が可能な職業の拡大について検討する。	平成25年度検討開始、平成26年度早期に結論	厚生労働省	措置済	○有料職業紹介事業の規制改革については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「健全な就労マッチングサービスの発展の観点から」「職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。」とされた。 ○これに基づき、平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」を設置し、有料職業紹介事業等の規制の今後の在り方について、法的・制度的な観点から専門的な検討を開始した。	平成27年4月以降さらに議論を深めていく予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
4	労働者派遣制度の見直し	<p>労働者派遣制度については、下記の事項を含め、平成25年秋以降、労働政策審議会において議論を開始する。</p> <p>①派遣期間の在り方(専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間が異なる現行制度) ②派遣労働者のキャリアアップ措置 ③派遣労働者の均衡待遇の在り方</p>	平成25年検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	<p>○平成24年10月より、学識経験者からなる研究会を開催し、労働者派遣制度の今後の在り方について検討を行い、平成25年8月20日に報告書を取りまとめた。</p> <p>○その後、平成25年8月30日より、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において検討が開始され、平成26年1月29日に報告書がとりまとめられ、同日厚生労働大臣に建議された。</p> <p>○当該建議に基づき、労働者派遣法改正法案を作成し、第186回及び第187回国会に提出、審議未了により廃案となった。同法案については、平成27年3月13日に再度閣議決定され、同日第189回国会に提出した。</p>	—

5. 創業等分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
・創業等分野							
①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出							
1	クラウド・ファンディングの活用	新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実を図る取組として、株式形態を含め、インターネット等を通じた資本調達(クラウド・ファンディング)の枠組みの整備について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、クラウドファンディングの利用促進について検討が行われ、下記①、②を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①投資型クラウドファンディングを取り扱う業者について参入要件を緩和する。 ②投資者保護のためのルールを整備する。 本報告書の提言を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出し(平成26年3月14日)、成立(平成26年5月23日)、公布された(平成26年5月30日)。	改正金融商品取引法の施行に向けて、政令・内閣府令等をパブリックコメントに付すなどの検討を行っているところ。
2	新規上場時の企業情報開示の合理化	新規上場のコストを低減させる観点から、有価証券届出書において提供が求められる財務諸表の年数限定や、内部統制報告書の提出に係る負担を一定期間軽減するなど企業情報開示の合理化について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、下記①、②を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①新規上場時に提出する有価証券届出書における財務諸表を、過去5事業年度分から過去2事業年度分に軽減する。 ②新規上場後3年間に限り、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択可能とする。 本報告書の提言を踏まえ、①については、必要な改正事項を盛り込んだ「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成26年内閣府令第57号)を公布・施行した(平成26年8月20日公布・施行)。 ②については、必要な改正事項を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第44号)が第186回国会で成立し、公布された。また、関係する政令及び内閣府令の改正案のパブリックコメントを実施した(平成27年2月13日～3月16日)。	②について、平成27年5月に施行予定。
3	グリーンシート制度の見直し	グリーンシート制度の在り方を見直し、地域に根ざした企業等について、企業の会社情報の定期的な開示義務や適時開示義務、インサイダー取引規制の面で上場企業等に比べてより簡易な手続きでの資本調達・換金を可能とする枠組みについて検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、非上場株式の取引・換金のための枠組みについて検討が行われ、非上場株式の一定の取引・換金ニーズに応えるために新たな非上場株式の取引制度を整備することを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 本報告書の提言を踏まえ、新たな非上場株式の取引制度の対象銘柄をインサイダー取引規制の対象外とするために必要な改正事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出し(平成26年3月14日)、成立(平成26年5月23日)、公布された(平成26年5月30日)。	改正金融商品取引法の施行に向けて、所要の制度整備を進めているところ。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
4	プレ・マーケティング等の概念の整理	諸外国における規制の状況を踏まえつつ、有価証券届出書の提出前の市場ニーズ調査等のための投資家への接触に係る規制の在り方について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化について検討が行われた。同審議会では、米国やEUにおいて、「届出前勧誘」や目論見書公表前の公募を禁止しつつ、セーフハーバーを設けるなどの措置が取られていること等も踏まえ、ガイドラインにおいて、募集等に係る有価証券の需要の見込みに関する調査(プレヒアリング)等の行為を勧誘に該当しない行為として明確化することを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。本報告書の提言を踏まえ、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)を改正し、上記のプレヒアリング等の行為を勧誘に該当しない行為として明確化した(平成26年8月27日公表・適用)。	—
5	新規上場時における最低株主数基準などの緩和	新興市場における新規上場を容易にする観点から、上場時に取引所が要求する株主数などの形式基準の見直しの方向性について、取引所において、一定の流動性の確保に留意しつつ検討を行い、結論を得るよう要請する。	平成25年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、新興市場における新規上場時の株主数基準について、「円滑な取引に支障が生じない範囲において、より低い水準に下げ余地がある」ことを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。同報告書を踏まえ、東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引所規則の改正が行われ、平成26年3月31日付で、東証マザーズ・JASDAQ及び名証セントレックス市場における新規上場時の株主数基準が300人から200人へと引き下げられた。	—
6	有価証券発行までの期間の短縮等	上場企業の資金調達を円滑化する観点から、発行登録書の記載事項を整理するなどの検討を行うとともに、周知性の高い企業については、開示関係書類の効力発生期間を短縮する等の検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、下記①、②を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①発行登録書を提出した企業について、有価証券報告書等が提出されたことに係る訂正発行登録書の提出を不要とする。 ②「特に周知性の高い企業」が一定の条件の下に行う有価証券の募集・売出しについては待機期間の撤廃を可能とする。本報告書の提言を踏まえ、①については、必要な改正事項を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第44号)が第186回国会に成立し、公布された。また、関係する内閣府令の改正案のパブリックコメントを実施した(平成26年10月27日～11月27日)。 ②については、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)の改正を行った(平成26年8月27日公表・適用)。	①について、平成27年5月に施行予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
7	虚偽記載等に係る賠償責任の見直し	新興・成長企業等が新規上場を躊躇することがないよう、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過失責任となっていることが適切か検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、虚偽記載等を行った上場企業が流通時の投資者に負う金融商品取引法上の損害賠償責任を「無過失責任」から「過失責任」に変更すること等を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。本報告書の提言を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第44号)案が第186回国会で成立し、公布された。	平成27年5月に施行予定。
8	大量保有報告制度の見直し	大量保有報告制度について、証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、例えば、自己株式を大量保有報告書の対象有価証券から除外する、提出者が個人である場合における記載事項を見直すなど大量保有報告書の提出者の負担軽減を図る方策について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、下記①～⑥を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①大量保有報告制度の対象となる株券等から自己株式を除外する。 ②大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項について、住所における「番地」の記載、「生年月日」の記載を、公衆縦覧の対象から除外する。 ③短期大量譲渡報告の記載事項について、「僅少な株券等の譲渡先」に関する記載を不要とする。 ④変更報告書の同時提出義務を廃止する。 ⑤発行体企業に対する大量保有報告書等の写しの送付義務を不要(EDINETへの掲載をもって代替)とする。 ⑥訂正報告書の公衆縦覧期間の末日を、訂正の基礎である大量保有報告書等の公衆縦覧期間の末日と同一にする。本報告書の提言を踏まえ、①③④⑤⑥については、必要な改正事項を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第44号)が第186回国会で成立し、公布された。また、関係する政令及び内閣府令の改正案のパブリックコメントを実施した(平成27年2月13日～3月16日)。②については、必要な改正事項を盛り込んだ内閣府令の改正案のパブリックコメントを実施した(平成26年10月27日～11月27日)。	平成27年5月に施行予定。
9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	検討中	総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「『金融商品取引法等の一部を改正する法律』(平成24年法律第86号)に係る関係府令等(行為規制に係る部分を除く)」を整備した(本法と合わせて平成26年3月11日に施行)。	引き続き、総合的な取引所の実現に向けて積極的に取り組む。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
10	行為規制の整備	行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	措置済	総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、25年度に引き続き検討を行い、政令・内閣府令を整備した(平成26年9月1日施行)。	—
11	ヘッジ会計指針の明確化	商品先物取引について、ヘッジ会計における実務指針に関する具体的なニーズを調査・把握し、所要の対応を検討する。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	措置済	ヘッジ会計における実務指針について、関係企業からニーズを調査・把握し、平成25年度中に企業会計基準委員会に要望を提出した。これを受けて、日本公認会計士協会において、「金融商品会計に関する実務指針」等の改正案についてのパブリックコメントを実施済み。	パブリックコメントの結果を踏まえて、平成27年4月に日本公認会計士協会が「金融商品会計に関する実務指針」等の改正を行う予定。
12	顧客勧誘時の適合性原則の見直し等	「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化する。また、勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。	平成25年度措置	農林水産省 経済産業省	措置済	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針を改正し、適合性の原則の確認に関し、総合的な判断を合理的に行えることを明確化した(平成26年7月1日施行)。また、商品先物取引法施行規則の改正等を行い、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から勧誘規制の見直しを行った(平成27年1月23日公布(同年6月1日施行予定))。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
②インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大							
13	容積率の緩和(特例制度活用事例の調査)	老朽化したマンションや既存不適格マンションの建替えが円滑に進むよう、容積率制限を緩和する特例制度の活用により、老朽化したマンション等の建替えが行われた事例について調査・検証し、その結果を公表する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	老朽化マンション等の建替えにあたって、総合設計制度を活用して容積率を緩和した10事例について調査・検証を行い、建替えにあたって容積率の緩和によりマンションの戸数を増やすなど区分所有者の費用負担が軽減されたことが、建替えが可能となった要因の1つとなったこと、また、うち2事例では、東京都が導入した「共同住宅建替誘導型総合設計制度」を活用したことにより建替えが容易になったこと等について公表した。	—
14	14の項目は、⑱「老朽化マンションの建替え等の促進」(45頁)に記載						
15	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化①(手続期間の短縮)	先進自動車の公道走行試験に係る大臣認定手続の簡素化・迅速化を図ることにより、大臣認定の取得に係る手続期間を概ね6週間とし、その旨を認定要領に記載する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	平成26年2月12日に「道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領」(平成14年10月25日付け国自審883号)の一部を改正・施行し、大臣認定の取得に係る手続期間を原則6週間とする旨明記した。	—
16	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化②(軽微な変更の事後届出の検討)	一旦、大臣認定を取得した後に、車両の一部や試験計画を変更する場合において、変更内容が軽微なものについては、事前承認を要することとせず事後届出とすることについて、事業者の意見も踏まえ検討し、検討結果について関係者に周知する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	事業者の意見も踏まえ、平成26年2月12日に「道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領」(平成14年10月25日付け国自審883号)の一部を改正・施行し、大臣認定の取得後に軽微な変更を行った場合には、事前承認を要することとせず事後届出で良いとする旨明記し、関係者に周知した。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備

17 、 19	17～19の項目は、⑪「ビッグデータ・ビジネスの普及」(25頁～30頁)に記載						
20	信書便市場の競争促進	郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲(特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定)の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	総務省	措置済	<p>平成25年10月に情報通信審議会に規制改革実施計画で定められた一般信書便事業の参入要件の明確化等を含む郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について諮問。関係事業者へのヒアリングを行いつつ検討を進め、平成26年3月12日の中間答申において、結論を得たところ。</p> <p><中間答申の概要></p> <p>①一般信書便事業の参入要件の明確化 一般信書便事業の参入要件は、法令において具体的に規定されており、既に十分明確にされている。関係事業者へのヒアリングにおいても、明確化すべき点について具体的な要望は出されなかった。</p> <p>②特定信書便事業の業務範囲の在り方 1号役務の大きさの基準及び3号役務の料金の基準について、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当。</p> <p>③その他の郵便・信書便市場の活性化方策 市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、事業者に期待される。</p> <p>さらに、中間答申を踏まえ、特定信書便事業の業務範囲の見直しに向けた具体的な検討を行い、平成26年12月7日の第2次中間答申を踏まえて、必要な改正事項を盛り込んだ「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を第189回国会に提出したところ(平成27年3月31日)。</p> <p><法律案の概要></p> <p>①特定信書便役務の範囲の拡大 ・大型信書便サービス(1号役務) 取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大 ・高付加価値サービス(3号役務) 取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大</p> <p>②信書便約款の認可手続の簡素化 特定信書便事業者が、総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、総務大臣による認可申請を省略</p> <p>③郵便・信書便に関する料金の届出手続の緩和 ・郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金を事前届出制から事後届出制に緩和 ・一般信書便役務に関する付加サービスの料金についても、あわせて届出手続を緩和</p>	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
21	産業用ロボットに係る規制の見直し	<p>国際規格(ISO規格)を参考として、産業用ロボットと人間との協働作業が可能であることを明確化すべく、以下の内容を関連通知において記載し、周知する。 ※一部(協働作業の条件のうち、力制限の方法)は平成25年措置に代えてISO規格確定後早期に措置</p> <p>①産業用ロボットのユーザーが、リスクアセスメントに基づく措置等を取り、産業用ロボットに接触することにより労働者に危険の生ずるおそれが無くなったときには、労働安全衛生規則第150条の4に規定する措置を講ずる必要がないこと。 ②産業用ロボットのメーカー・ユーザーがそれぞれ一定の措置(ISO規格と同等)を講じた場合も、危険を防止するために必要な措置(労働安全衛生規則第150条の4)を講じたものと認められること。</p>	平成25年措置	厚生労働省	措置済	<p>「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第150条の4の施行通達の一部改正について(平成25年12月24日付け基発1224第2号)」により、施行通達(「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(昭和58年6月28日付け基発第339号)」)を改正し、①及び②の内容を記載するとともに、関係団体等に周知した。 なお、上記改正により、「平成25年措置に代えてISO規格確定後早期に措置」としていた、「協働作業の条件のうち、力制限の方法」についても、ISO規格が確定すれば、左記に掲げるリスクアセスメントに基づく措置等が可能となり、自動的に措置されることになる。</p>	—
22	市外局番(OAB-J番号)取得に係る品質要件の見直し	IP電話サービス分野におけるイノベーションや競争を通じた新ビジネスの創出を促進する観点から、OAB-J番号取得の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の可否を含め検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討開始、26年結論、その後措置	総務省	未措置	<p>OAB-J IP電話に対して利用者が求める要件や、最新の技術動向を踏まえた品質要件、安定品質の要件具体化等について検討を行うため、学識経験者や関係団体職員等の参画の下、平成25年12月25日より「OAB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会」を開催し、安定品質を確保可能な措置(音声パケットの優先制御等)の告示等による明確化、R値の規定の削除、パケット損失率の基準値の緩和といったOAB-J IP電話の品質要件の見直しの方針について結論を得た。(平成26年12月16日に報道発表済み。)</p>	本結論を踏まえ、情報通信審議会等において関係省令の改正案の審議を行い、平成27年中に関係省令を改正して措置を完了する予定。
23	化学物質審査制度の見直し①(少量新規化学物質確認制度等の総量規制の見直し)	少量新規化学物質確認制度については、科学的考察を基に人の健康及び生態系に対する安全性を確保しながら、事業者の新規化学物質の製造・輸入に係る予見可能性を担保する仕組みとするため、低生産量新規化学物質に係る特例枠(10トン)との関係を考慮しつつ、一社単位で確認を行うことについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	措置済	<p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時とできる旨結論を得た。 この結論を踏まえ、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、新たに少量中間物等新規化学物質確認制度を構築し、運用を開始したところ(平成26年6月公布、同年10月施行)。</p>	—